

共同活動支援交付金に係る業務方法書

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務方法書は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱(平成19年4月2日付け18農振第1868号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)が行う共同活動支援交付金(以下「交付金」という。)に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 道協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、共同活動支援交付金等の交付決定に当たって農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)北海道知事及び市町村長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙1の第4の2に定める対象活動組織(以下「対象活動組織」という。)に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 道協議会は、実施要綱、実施要領その他法令等を遵守する対象活動組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(実施方針等)

第3条 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長(以下「道協議会長」という。)は、実施要領第4の2の(1)に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、国の承認を受けた後、道協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。また、実施方針を変更した場合も、上記に準じるものとする。

2 道協議会長は、実施要領第4の2の(3)に定めるところにより地域活動指針及び地域活動指針に基づき定める要件等を策定し、国の承認を受けた後、道協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。

3 道協議会長は、実施要領第4の6に定めるところにより特認要件に関する地方裁量を活用する理由、特認要件の適用水準に応じた拡大面積の下限値等を定め、総会の議決を得、国の承認を受けた後、道協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。

(資金等の管理)

第 4 条 道協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金と道及び市町村の共同活動支援に係る補助金等について、共同活動支援交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

2 道協議会は、交付金は共同活動支援交付金会計から交付するものとする。また、共同活動支援交付金会計の資金等を当該用途以外の用途に使用してはならない。

3 道協議会は、第 1 項の資金等を金融機関への預金により管理するものとする。

4 道協議会は、第 1 項の資金等の運用により生じた運用益を資金等に繰り入れるものとする。

5 道協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金について平成 23 年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(交付金に係る採択申請及び採択決定)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、実施要領第 4 の 8 の (1) に基づき、共同活動支援交付金に係る採択申請書 (様式第 1 号) を、採択を受けようとする年度の 6 月 30 日 (平成 19 年度においては、当該年度の 8 月 31 日) までに、関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。その際、実施要綱別紙 1 第 4 の 2 の (1) の規約 (以下「規約」という。) (様式第 2 号、営農活動支援交付金を併せて申請する対象活動組織にあつては、様式第 3 号) 及び実施要綱別紙 1 第 4 の 3 を備える協定 (以下「協定」という。) (以下の条件により様式第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号のいずれかを選択し、実施要綱別紙 1 第 4 の 4 の (2) に定める促進費対象活動等を実施する場合は、様式第 8 号を添付。) を添付するものとする。

選択する協定の様式は次のとおりとする。

- (1) 実施要綱別紙 1 第 4 のイに定める集落協定等関連対象活動組織に該当しない場合 (様式第 4 号)
- (2) 実施要綱別紙 1 第 4 のイに定める集落協定等関連対象活動組織に該当する場合 (様式第 5 号)
- (3) (1) に該当し、営農活動支援交付金を併せて申請する対象活動組織 (様式第 6 号)
- (4) (2) に該当し、営農活動支援交付金を併せて申請する対象活動組織 (様式第 7 号)

2 道協議会長は、前項の申請を受けたときは、申請書を審査の上、当該対象活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択決定し、実施要領第 4 の 8 の (2) に基づき、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に共同活動支援交付金に係る採択通知書 (様式第 9 号) を通知するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、第 1 項により道協議会長に提出した協定のうち交付金の交付金額及び交付に係る要件に該当する変更があった場合は、実施要領第 4 の 8 の (3) に基づき、速やかに関係市町村長を経由して、道協議会長に共同活動支援交付金に係る採択変更承認申請書 (様式第 10 号) を提出しなければならない。

4 道協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められるときは、これを承認し、実施要領第4の8の(3)に基づき、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に共同活動支援交付金に係る採択変更承認通知書(様式第11号)を通知するものとする。

5 対象活動組織の代表者は、第1項により道協議会長に提出した規約又は協定のうち交付金の交付金額及び交付に係る要件に該当しない変更をしたときは、実施要領第4の8の(3)に基づき、関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る採択変更届出書(様式第12号)を道協議会長に提出するものとする。ただし、営農活動支援交付金に係る業務方法書の規定により規約又は協定の変更の届出を行った場合においては、本項による届出は行われたものとみなす。

(交付金に係る交付申請及び決定)

第6条 対象活動組織の代表者は、交付金の交付を受けようとする年度の4月30日までに、関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金交付申請書(様式第13号)を道協議会長に提出するものとする。

なお、採択を受けようとする対象活動組織の代表者は、前条第1項に基づく共同活動支援交付金に係る採択申請書(様式第1号)を提出後、速やかに共同活動支援交付金に係る交付金交付申請書(様式第13号)を関係市町村長を経由して、道協議会長に提出するものとする。この場合、必要に応じて採択申請に係る手続きと交付金交付申請に係る手続きを同時に行うこともできるものとする。

2 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の共同活動支援交付金会計の予算の範囲内において、交付決定するとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に指令書(様式第14号)を交付するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、前条第3項に基づき共同活動支援交付金の交付金額の変更(年度当たり交付金額の総額の変更に限る。)に係る採択変更承認申請を行う場合は、速やかに関係市町村長を経由して、共同活動支援交付金に係る交付金変更承認申請書(様式第15号)を道協議会長に提出するものとする。この場合、必要に応じて採択変更に係る手続きと交付金変更承認申請に係る手続きを同時に行うこともできるものとする。

4 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の共同活動支援交付金会計の予算の範囲内において、交付変更決定をするとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に変更指令書(様式第16号)を交付するものとする。

5 道協議会長は、第2項及び第4項の交付決定等の際に予算の都合により一部の交付決定等となった場合は、予算の都合が付き次第、交付変更決定をするとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に変更指令書(様式第17号)を交付するものとする。

(交付金に係る概算払申請及び支払)

第7条 対象活動組織の代表者は、概算払の申請をしようとするときは、第6条第2項の交付金交付決定通知書受領後、別途定める日までに、様式第18号により関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。

2 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の共同活動支援交付金会計の資金等の範囲内において、速やかに交付金を対象活動組織に交付するとともに、様式第19号により関係市町村長を経由して通知するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。

(交付金の返還等)

第8条 対象活動組織が交付金の対象となる活動を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、道協議会長は、交付した交付金の全部又は一部について、返還等の措置を講じるものとする。

2 返還の措置を講じる場合、道協議会長は対象活動組織への交付金の交付を停止し、遵守されていない事項、返還の額及び返還の期日を記載した書面を関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に送付しなければならない。

3 前項の交付金の返還を求められた対象活動組織は、前項の期日までに求められた額を道協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象活動組織の代表者は、道協議会長に対し、関係市町村長を経由して期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、対象活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに、関係市町村長を経由して道協議会長に提出しなければならない。

4 道協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を関係市町村長を経由して対象活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を関係市町村長を経由して対象活動組織の代表者に通知しなければならない。

5 第2項から第4項までの手続きにより対象活動組織から返還があった場合、道協議会長は、対象活動組織の代表者の交付金の再開に係る意思を関係市町村長を経由して確認し、第6条の1の手続きを経た後、交付金の交付を再開するものとする。ただし、体制整備構想(案)及び体制整備構想が作成されずに返還に至った場合は再開しない。

6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

第3章 報 告 等

(実施状況の報告)

第9条 対象活動組織の代表者は、毎年度、実施要領第4の9の(1)に基づき、共同活動支援交付

金に係る実施状況報告書（様式第20号）を作成し、関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。

2 関係市町村長は、協定に定められた事項の実施状況の確認を終え、かつ、対象活動組織の代表者から前項の報告があった場合は、その内容を審査の上、速やかにその確認結果について、4月25日までに対象活動組織の代表者に対し、様式第21号により通知し、また、道協議会長に対し、共同活動支援交付金に係る実施状況調書（様式第23号）を添付の上、4月25日までに様式第22号で報告するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、毎年度、実施要領第4の15の（1）のAに基づき、共同活動支援交付金に係る実施状況調書（様式第23号）を作成し、第1項による実施状況の報告に添付の上、同項の関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。

4 道協議会長は、必要に応じて対象活動組織の代表者に対し、関係市町村長を経由して、交付金の実施状況について、報告することを求めることができる。

（体制整備構想）

第10条 対象活動組織の代表者は、実施要領第4の3の（3）のAに基づき、様式第24号により体制整備構想（案）を作成し、協定締結年次から起算して第3年度の2月末日までに、関係市町村長を経由して道協議会長に届け出るものとする。

2 対象活動組織の代表者は、実施要領第4の3の（3）のイに基づき、様式第25号により体制整備構想を取りまとめ、協定締結年次から起算して第5年度の2月末日までに、関係市町村長を経由して道協議会長に承認を申請するものとする。

3 道協議会長は、前項により申請があった体制整備構想について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、様式第26号により関係市町村長を経由して対象活動組織に通知するものとする。

（指導・助言）

第11条 対象活動組織の代表者は、活動計画の策定等にあたっては、北海道や市町村などの関係機関の指導・助言を受けるものとする。

第4章 雑 則

（事業期間）

第12条 本対策の業務期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とするものとする。

（その他）

第13条 本対策の実施に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、道協議会長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成19年4月16日）
この業務方法書は、平成19年4月16日から施行する。

- 附 則（平成20年4月7日）
- 1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認の日（平成20年4月7日）から施行する。
 - 2 この業務方法書の改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなす。

- 附 則（平成21年4月10日）
- 1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認の日（平成21年4月10日）から施行する。
 - 2 この業務方法書の改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなす。
 - 3 この業務方法書の改正前の規定によってされた処分、手続きその他の行為は、この業務方法書の改正後の相当規定によってされた処分、手続きその他の行為とみなす。